



防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

# 住民税(市・都民税)及び所得税の変更について

平成24年度(平成23年分)から住民税(市・都民税)及び所得税に関する制度が次のとおり変更されます。

## ◆年少扶養控除(16歳未満)の廃止

16歳未満の扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)が廃止されます。ただし、16歳未満の方であっても扶養親族の対象となりますので、扶養控除・寡婦(夫)控除の要件としての扶養の取扱いは、従来どおりとなります。

また、住民税の課税・非課税判定や被扶養者の課税(非課税)証明書の発行等

にも影響しますので、確定申告等を行なう際には16歳未満の方の氏名等も記入してください。

## ◆16歳以上19歳未満の扶養控除区分の変更

16歳以上19歳未満は特定扶養控除(住民税45万円、所得税63万円)ではなく、一般扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)の対象となります。

## ◆年少扶養の特別障害者控除

16歳未満の扶養親族が特別障害者である場合には、年少扶養控除(16歳未満)の廃止に伴い、扶養控除はなくなりましたが、同居の場合、一人につき、同居特別障害者控除(住民税53万円、所得税75万円)、別居の場合、一人につき、特別障

害者控除(住民税30万円、所得税40万円)が控除されますので、ご注意ください。

## ◆平成24年度より住民税の寄附金税額控除が変更

寄付金税額控除を算出する際に、寄付金の合計額から差し引く額(適用下限)が、5千円から2千円に変更されました。平成23年中に寄付した寄付金から対象となります。

【変更前】税額控除額 = (寄附金の合計額 - 5,000円) × 10%

【変更後】税額控除額 = (寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%

※ふるさと寄附金に関しても、差引額は2千円となりました。

問合せ課税課市民税係 ☎551・1610

| 23年度(22年分) | 一般扶養<br>0~15歳 | 特定扶養<br>16~22歳 | 配偶者<br>一般扶養 | 老人配偶者<br>70歳~ | 老人扶養<br>70歳~ |
|------------|---------------|----------------|-------------|---------------|--------------|
| 控除額        | 33万(38万)      | 45万(63万)       | 33万(38万)    | 38万(48万)      | 38万(48万)     |
| 同居特別障害者加算額 | +23万(+35万)    |                |             |               |              |
| 特別障害者控除額   | 30万(40万)      |                |             |               |              |

( )内は所得税の控除額 単位:円

| 24年度(23年分)   | 年少扶養<br>0~15歳         | 一般扶養<br>16~18歳                 | 特定扶養<br>19~22歳                  | 配偶者<br>一般扶養   | 老人配偶者<br>70歳~            | 老人扶養<br>70歳~             |
|--------------|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 控除額          | H8. 1. 2以降生<br>0万(0万) | H5. 1. 2~H8. 1. 1生<br>33万(38万) | S64. 1. 2~H5. 1. 1生<br>45万(63万) | —<br>33万(38万) | S17. 1. 1以前生<br>38万(48万) | S17. 1. 1以前生<br>38万(48万) |
| 同居特別障害者加算額   | 0万(0万)※加算方法の変更による     |                                |                                 |               |                          |                          |
| 特別障害者控除額(別居) | 30万(40万)              |                                |                                 |               |                          |                          |
| 同居者特別障害者控除額  | 53万(75万)              |                                |                                 |               |                          |                          |

**税務署からのお知らせ**  
還付を受けるための確定申告は、平成24年1月4日(水)より税務署で受付を開始します。  
2・3月の申告の時期は大変混雑しますので、医療費控除や住宅借入金等特別税額控除等を申告すること

によって、所得税が還付される方は、ぜひお早めに申告をお済ませください。  
問合せ 青梅税務署 ☎042・22・3185  
ご確認ください! 医療費控除  
平成23年中に、本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方

は、医療費控除として申告をすることによって所得から差し引くことができる場合があります。  
次の計算式から控除額をご確認いただき、必要な方は申告をしてください。  
医療費控除の申告方法  
確定申告等をされる際、医療費の領収書を封筒など

にまとめ、医療費の明細を作成し、一緒に提出してください。  
医療費の申告用の封筒に指定はありませんが、税務署や市役所に用意してありますので、ご利用ください。  
問合せ課税課市民税係 ☎551・1610

払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明書の発行がされないことや、適正な課税がされなくなってしまう可能性があります。なお、法令により、「給与支払報告書」を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者には罰則が規定されています。

また、市町村は、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者で、所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税を給与天引き(特別徴収)する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、市町村は、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者で、所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税を給与天引き(特別徴収)する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

**医療費控除額(最高200万円)** = **平成23年中に支払った医療費の総額** - **保険金などで補填された金額** - **総所得の5%(最大10万円)**

補てんされた金額次に掲げるものは、支払った医療費から差し引きます。

- ▶ 生命・損害保険契約に基づき、医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など
- ▶ 法令に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金(療養費、出産育児一時金、高額療養費など)
- ▶ 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

## 給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を、1月1日現在の住所所在の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支給の状況は、給与支払報告書の提出により、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなり、また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

## 固定資産税に関するお知らせ

■償却資産をお持ちの方へ  
毎年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方には、固定資産税が課税

されます。必要事項を記入し、1月31日(火)までに課税課資産税係へ申告してください。また、申告書が必要な方や用紙に不足がある方は、お申し出ください。

## 『経済の国勢調査』 経済センサス - 活動調査 日本経済の「今」を教えてください

平成24年2月1日を基準日として、経済センサス-活動調査を実施します。この調査は、わが国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を把握する調査で、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。また、東日本大震災の影響を全国的及び地域別に把握できる大規模な調査であり、今後の復興のための資料を提供する調査です。



調査対象は原則として福生市内にあるすべての事業所及び企業となります。調査員が各事業所及び企業を訪問して調査票を配布・回収しますので、ご協力をお願いします。  
問合せ 総務課総務係 ☎551・1576

## 1月の納税のお知らせ

1月は市・都民税(第4期)、国民健康保険税(第7期)、介護保険料(第7期)、後期高齢者医療保険料(第7期)の納期です。1月31日

※他にもゴルフバッグとアイアンセット、エレキギター等をあわせて24件が落札されました。  
問合せ 取納課 ☎551・1578

■家屋を取り壊された方へ  
昨年中に家屋を取り壊した場合、平成24年度から取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税対象外となりますので、ご連絡ください。  
問合せ課税課資産税係 ☎551・1614

▼差押物件・ミニカー(箱入り)3個セット  
●最低見積価格1000円  
●落札価格9,250円  
●入札件数5件

納税は 納期内で 元気な福生

